

第14回青森県景観形成審議会

議事録

月日：平成20年7月22日（火）

場所：青森国際ホテル 5階 芙蓉の間

青森県 県土整備部 都市計画課

第14回青森県景観形成審議会 議事録

- 1 日時 平成20年7月22日(火)14:30～
- 2 会場 青森国際ホテル 5階 芙蓉の間
- 3 出席者 青森県景観形成審議会 会長 月舘 敏栄
副会長 斎藤 嘉次雄 田村 美幸
委員(五十音順)
出 佳奈子 越前 陽悦
尾野 勝 葛西 憲次
鎌田 正邦 熊谷 ヒサ子
塩野 勝幸 田村 美幸
山谷 文子
- 県側 県土整備部 部長 小田部 幸夫
都市計画課 課長 今 裕嗣
景観グループリーダー 大柳 雅一
景観グループ 太田、永澤、工藤

4 次第

1. 開会
2. 辞令交付
3. あいさつ
4. 組織会
5. 説明事項
 - ・青森県景観形成審議会の担当する事務及び組織運営事項について
 - ・屋外広告物行政の概要について
 - ・景観行政の概要について
6. 議事
 - 青森県屋外広告物条例に係る禁止区域等の見直しについて
7. 閉会

5 概要

開 会 14時30分

【司 会】

ただ今から「第14回青森県景観形成審議会」を開催いたします。

辞令交付(省略)

【開会挨拶：小田部 県土整備部長】

本日は御多忙のところ御出席いただき、誠にありがとうございます。

皆様方には、「青森県景観形成審議会」の委員就任を快くお引き受けいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、本県では昭和50年に、美観風致の維持と公衆に対する危害防止を目的に青森県屋外広告物条例を定め、屋外広告物について必要な規制を行うとともに、平成8年には「青森県景観条例」を全国に先駆けて制定し、県民にゆとりと潤いをもたらす良好な景観の形成、美しい県土づくりを進めているところでございます。

また、平成16年には景観法が制定され、美しく風格ある国土形成や、活力ある地域社会の実現を図ることとしたものを踏まえ、本県では、景観行政と屋外広告物行政を一体的に推進することで、景観行政をより一層強力に推進することとしました。このため、平成18年6月に景観形成審議会と屋外広告物審議会を統合し、現在も景観形成審議会を設置したところであります。

本県には豊かで優れた自然、先人から受け継いだ歴史や文化遺産などすばらしい景観が数多くあり、これらを次世代に引き継いでいかなければなりません。さらには、平成22年度の新幹線開業に伴い、多くの観光客を招きいれ、県外の人々に本県の素晴らしい景観をご覧いただくために、良好な景観の保全に努める一方、魅力ある景観の創造にも取り組んでまいりたいと考えております。

本日の審議会では、屋外広告物行政や景観行政の概要についてご説明申し上げ、「屋外広告物条例にかかる禁止区域等の見直し」についてご審議いただくことにしております。

どうか、委員の皆様方には、それぞれのお立場から、忌憚のないご意見、ご提言を賜りますようお願い申し上げます、ご挨拶といたします。どうぞ宜しくお願い致します。

委員紹介（省略）

事務局紹介（省略）

【司 会】

それでは、組織会に入りたいと思います。本審議会は青森県附属機関に関する条例第4条により、会長及び副会長を置くこととしておりますので、ここで選任に移らせていただきます。

青森県附属機関に関する条例第4条では、会長及び副会長の選任は、委員の互選によることとされておりますが、慣例により、皆様方からどなたか適任の方をご推薦いただくということではいかがでしょうか。

【各委員】

異議なし。

【司 会】

それではどなたかご推薦をお願い致します。

【山谷委員】

会長さんには、やはりこの会議に関して、ご経験のおありの方がいいと思いますので、前回の副会長いらっしゃった八戸工業大学教授の月舘敏栄さんを、そして副会長には樹木医で景観アドバイザーでもいらっしゃる斎藤嘉次雄さんをご推薦したいと思います。

【司 会】

今、副会長のご推薦もありましたが、まず会長を先に決めたいと思います。ただいま、山谷委員より会長に月舘委員のご推薦との御発言がありましたけれども、いかがでしょうか。

【各委員】

異議なし。

【司 会】

それでは月舘委員に会長という事でお願いいたします。それでは副会長につきまして、先程、山谷委員から斎藤委員を推薦しますという事でありましたが、どなたか他にございますでしょうか。

【月舘委員】

やはり幅広い景観に対する知識をお持ちの田村委員にもお願いしたいと思います。

【司 会】

月舘委員の方から、前回副会長の田村委員でということで、副会長として斎藤委員と田村委員の推薦がありました。副会長については、特に人数の制限がありません。前回も2人副会長としておりました。他にございませんか。

【各委員】

異議なし。

【司 会】

御異議がないようですので、斎藤委員と田村委員に副会長の任務をお願いしたいと思います。

それでは月舘委員は議長席にお移りいただきたいと思います。宜しくお願い致します。

【司 会】

ここで、会長として選任されました月舘会長より就任の御挨拶をいただきたいと思ます。

【月舘会長】

ただいま会長に推薦して頂きました、月舘と申します。宜しくお願いします。

景観とそれから広告関係と併せた委員会ができた時に、前委員長が初めてでしたので、当分こういう仕事は回ってこないだろうとのんびりしてましたら、今年の4月に突然委員長が辞める事になったという話がありまして、そしてその説明に来られた今日司会をされてます大柳さん始め、景観担当が総入れ替えになったと、委員もまた大幅に変わったという事で、18年6月にスタートしたこの委員会としては、二期目になりますけれども、本格的なこの景観形成審議会としては、今回のメンバーが本当のスタートになるんじゃないかと思ます。そういう意味では、初めての委員とそれから担当者を含めて、これまでの蓄積もありますけれども、新しい景観形成審議会を作り上げていくという気持ちで進めていきたいと思ます。その為には色々試行錯誤、右往左往があると思ますが、皆様のご協力を得て、新しい青森県の景観作りに努力していきたいと思ますので、ご協力を宜しくお願い致します。

【司 会】

ありがとうございました。

続きまして、副会長として選任されました斎藤副会長と田村副会長にご挨拶いただきたいと思ます。まず斎藤副会長宜しくお願い致します。

【斎藤副会長】

ご推薦して頂きました樹木医の斎藤でございます。月舘会長を一生懸命補佐いたしまして、皆様のご協力のもとに一生懸命やるつもりですので、宜しくお願い致します。

【田村副会長】

田村でございます。この会が1年に1度か2度位だったものですから、一度休むと随分ご無沙汰になってしましまして、私は去年ちょっと日程が合わなくて、失礼致しました。でもやはり県としてやるべきことというのはある程度あると思うんですね。いまや地方に渡すという事を言われてますけれども、全体的に見渡して景観はこうあるべきだという県の姿勢というのは、ひとつやはり示していかなければいけない事だと思ますので、この会の意義というのは、それなりにあると思ます。ですから、1回と言わず2回でも3回でも大切な時は頑張るってこの委員会がしっかりしていれば、指針が示せると思ますし、月舘先生という素晴らしい委員長もお迎えして、皆様のご協力でやっていきたいと思ます。宜しくお願いいたします。

【司 会】

ありがとうございました。

引き続きまして、青森県附属機関に関する条例第11条において景観形成審議会に置くこととされています「大規模行為部会」の委員の指名に入らせていただきます。委員は7名以内で会長が指名することとなっております。

大規模行為部会については前回から設立されておりますので、ここで事務局から大規模行為部会について説明があります。

【事務局】

(配布資料に基づき説明、省略)

【司 会】

それでは、会長、指名の方をお願い致します。

【月館会長】

大規模行為の説明がありましたけれども、要は大型の建築物だとか、開発をする時に、それが景観を考えた時に適切かどうかという事を判断する専門部会です。私の仕事からすると、本当はこっちの方が適切だったんで当分この仕事の方がいいなと思っていましたけれども、今回、委員も変わりましたので、改めてその担当者と責任者について、意見を述べさせて頂きます。まずは、景観アドバイザーとして長いご経験をお持ちであり、また樹木医でもあります、斎藤さんからお願いしたいと思っております。そして美術、特に美学博士という、日本では非常に稀な資格をお持ちの出さんをお願いしたいと思っております。それから実務的に、この開発行為について詳しい知見をお持ちだと思われる建設業の尾野委員をお願いしたいと思います。更には景観について長い経験をお持ちの鎌田委員にもお願いできればと思います。そして自然環境、植生等を含めた、自然について詳しい知見をお持ちの山谷委員をお願いしたいと思います。更には観光的な側面も考えてみますと、森田委員もこの大規模行為部会に是非加わって頂ければと思っております。多分これで6人かと思いますが。

【司会者】

7人以内ですので、6人でもかまいません。

【月館会長】

今回の委員の専門に鑑みながら、ご推薦させて頂きますと6人でいかがでしょうか。

【各委員】

異議なし。

【月舘会長】

どうもありがとうございます。そして、部会長を委員の互選という事になっているんですが、これまでの青森県の景観行政等について、非常に深い経験がおありの斎藤さんに部会長をお願いできればと思いますが、いかがでしょうか。具体的な大規模開発行為で建築的な専門知識とかが必要な時には、前担当者でありました私もお手伝いさせて頂きたいと思っておりますので、ひとつ宜しくお願い致します。こちらの方はできれば部会として開かれぬ方が、多分いい部会だと思いますので、その代わり必要が出てきた時には、それぞれご専門の立場から忌憚のない意見を出して、青森県の景観の向上の為に寄与して頂ければと思います。それでは、改めまして大規模行為部会6名の委員をお願いし、部会長として斎藤委員をお願いしたいという事で、よろしいでしょうか。

【司 会】

ありがとうございました。

これで組織会を終わらせていただきます。

続きまして、式次第に従い説明事項に入りたいと思います。

それでは、この後の進行につきましては、青森県附属機関に関する条例により会長が務めることとなっておりますので、月舘会長をお願いいたします。

【月舘会長】

それでは、進めていきたいと思っております。ご協力宜しくお願いいたします。まず議事録の署名担当の委員を2名指名させて頂きたいと思っております。山谷委員と出委員をお願いしたいと思います。宜しくお願いいたします。それでは事務局より青森県景観形成審議会の担当内容と、それから組織の運営事項等について説明をお願いします。

【事務局】

(配布資料にて担当事務及び組織運営事項説明、省略)

【月舘会長】

どうもありがとうございました。只今の説明につきまして、ご質問、ご意見がありましたら、お願い致します。いかがでしょうか。なかなかパッと説明されただけでは、中身を全て理解するというのは困難かもしれませんが、資料1の景観関係それから、屋外広告物の基本的な仕事の内容については、タイトルで大体お解りになったかと思うんですが、いかがでしょうか。特にご意見お願い致します。

【斎藤委員】

意見聴取事項について、調査審議するという事なんですけれども、その結果、この条例とかが変更されるという事になるんですか。ここで決まった事は・・・

【事務局】

今回の審議の項目ですね、諮問して承認された場合については、条例とか規則の変更という事になりますが、議事としてあがった事項について、今回の場合、禁止区域の見直しという事でやっておりますけれども、それがここで諮問され承認されると、その後、条例の規定による告示の変更の手続きに入っていきます。

【月舘会長】

宜しいでしょうか。事務局も含めて全員が初めてだという理解の下でいいかと思えますので、今のような率直なご意見ご質問を、遠慮せずに出して頂きたいと思えます。

【田村委員】

先程の大規模行為部会というのが設置されたわけですが、この会は申出があった大規模行為に対しての景観の点だけを審査する会ですよね。別途色々な環境に対するアセス的ものはあるのでしょうか。

【事務局】

環境アセスの方は、環境アセスでまた別の法律で申請しておりまして、そちらの方の審議会の方で審査しております。ただこちらの方については、景観条例に基づいて景観に関して審査するという事になっておりますので、その部門についてだけのものがございます。

【田村委員】

それは向こうが先で、後からくるんですか。

【事務局】

というわけではなく、こちらの方は、申請の届出を50日前に届出をするという事になっております。各法律において届出の日数というのが違っておりますので、そっちが先、あっちが先というより法律等に基づき届出していくような格好になっております。

【田村委員】

間に合わない事はないという事ですね。例えば、私、横浜のアセスの方の委員に入っ
て、そこで景観を担当しているんですけども、よく出されてくる案や色々な方法証の
辺りでは、色彩に関しては全然上がってこなくて、最後の最後にドタドタと決まる事例
が多いんですね。景観の場合は非常に色彩ということが大切ですので、同時に上がって
くるようなそういうシステムを確認して下さればいいなと思えます。

【事務局】

法律では着手する30日前に届出という事になっているんですけども、青森県の場合

合は、それじゃ遅いだろうという事で、50日前という事で、それより前に出させていただきますので、全国的には早めに審査して相手に対してもし勧告とかあればしていくというふうな格好にしております。その点では他県よりは確保されているのではないかなと思っております。

【月舘会長】

宜しいでしょうか。今の事務局からの説明ですと、青森県は申請を早めに行っているの
で、田村委員からあったような、期限ぎりぎりになってという心配は、比較的少ないん
じゃないかという事でした。

その他にご意見、ご質問いかがでしょうか。宜しいでしょうか。なければ次の屋外広
告物関係について進めていきたいと思いますが、宜しいですか。

屋外広告物行政の概要と、それから景観行政の概要について、続けて説明をお願い致
します。

【事務局】

(配布資料にて屋外広告物行政の概要について説明、省略)

【月舘会長】

ちょっと宜しいですか。当初では景観行政の方も続けてというお話でしたが、プロジ
ェクターも使いますし、ちょっと屋外広告物について少し質疑をした後で景観行政の方
に進みたいと思うんですが、いかがですか、事務局。

今の屋外広告物行政の概要について、文章をもとに説明して頂きましたけれども、こ
れについて質疑を行いたいと思います。平成18年度から体制が変わりまして、業者も
登録、届出制から登録制に代わったり、いろいろしております。

屋外広告物について、非常に直接関わっておられます葛西委員、事務局の説明を踏ま
えて、何か青森県の屋外広告物行政について、ご意見とかありましたら、ひとつ。

【葛西委員】

意見というよりも、ちょっとご質問なんですけれども、この登録制度に変わってからで
すね、私の所も勿論登録はしておるんですけれども、県の方に登録して、そしてまた青
森市だけが中核都市という事で、二重に登録しているというか、全国でも中核都市、政
令都市には、県にも登録した他にも更に登録しなければならないという事で、従ってや
ってはあるんですけれども、その理由みたいなのはどういうものなんですかね。二重に
登録しなければならないと。

【事務局】

やはり屋外広告物法が改正になりまして、地方分権という事で、今まで県が一括して
やっていたんですけれども、各市町村が、それぞれの風景とか違ってくるという事ので

すね、実態に合わせた景観、規制とか、そういうのができるんじゃないかという法律の主旨の下にあります。屋外広告物については、中核市になりますと、屋外広告物条例を制定して独自に規制するため、登録も二重となっております。

【月舘会長】

宜しいでしょうか。尾野委員、お願いします。

【尾野委員】

私、初めてこの会議に参加して、つがる市の方で安全協会の青年部の部長をやっているんですが、あとで路線とか出てくると思うんですけども、禁止になった路線にのぼり旗とか安全旗とか立てているんですね。例えばそういうものとか、交通安全協会がそれこそ車の通る角とか、場所を選んで交通安全の標語みたいな看板も立てているので、そのへんどういふ感じになっているのか、ちょっとお聞きしたくて質問しました。

【事務局】

一応、適応除外の広告物として、公共団体が公共的目的で掲示するものについては、屋外広告物条例の許可はらない、禁止の方も適応除外という事になっております。ですから安全管理協会とか交通安全の方ですね、市町村等が自分達でやっているものというふうな事でやっておれば適応除外となっております。

【月舘会長】

尾野委員宜しいでしょうか。色々経験をお互いに踏まなきやいけない部分はあるかと思えますけれども、公共団体或いはそれと同等として認められていればという内容かと思えます。同じように広告に関わっております塩野委員、何かご意見、或いはご質問ございますか。

【塩野委員】

新聞はその媒体として、あまり屋外広告物というのは使用しないんですよ。代理店と違って。ですから我々その屋外広告物に関しては、その景観を損ねない限りは、宜しいんではないかと、私は個人的には思っているんですけども。以上です。

【月舘会長】

ちょっと広告局長と書いてあったものですから、媒体は違ったとしても、やはりその広告というものがいろんな社会的な影響をもつという事では同じかと思えますので、内容に応じて適宜ご意見等を宜しくお願い致します。

それからちょっと行政とは少しかけ離れるかもしれませんが、外国の事例等の知見がおりかと思えます出委員いかがですか。行政的な観点でなくて構いませんが。

【出委員】

本当に景観が損なわれない程度のものであれば、外国でもそういった広告等はよく目にしますので、構わないのではないかなと思いますけれど。

【月舘会長】

何か外国と比べて、この辺りが違うかなというような、感想でも構いませんが。

【出委員】

そうですね。外国では街中にそういった目立つような広告はあまりないかなと。私が居たのはヨーロッパですけれども、あまり見なかったように思いますが、でも、このあたりでもあまり見ないように感じています。

【月舘会長】

少しずつ日本の景観行政が進んでいけば、また日本スタイルの景観整備という事が、特徴として出てくる、形成されていくかと思えますけれども、只今の屋外広告物関係について、ご意見、ご質問いかがでしょうか。

どうぞ越前委員お願い致します。

【越前委員】

規制の適応除外の中の の中に、冠婚葬祭や祭礼その他地域的行事の為、一時的に表示等をするものとございますが、例えばホテルなんかで冠婚葬祭をやるときに、歩道に立っている街灯に看板を立てて、歩行者の通行を邪魔し、支障をきたしているというふうな事例がよく見られます。これはこの項目からいきますと一時的に表示するのであるから、それは該当外であるという解釈になるわけですが、それは確かに一時的でありますけれども、随時そういう事を行われているわけで、こういう場合は一時的と解釈して宜しいのかどうか。その場合の解釈はどうか、その点はいかがでしょうか。

【事務局】

ここに書いてあるのは、あくまでも屋外広告物条例に関する適応除外でありまして、例えば道路法の道路、歩道の中に看板等を設置する場合は、別にまた道路法に基づく許可が必要になりますので、もし許可を取っていないとすれば、違法な行為という事にはなりません。

歩行者の安全を守る意味からでもですね、それが非常に危険性があるような場合とかになれば、簡易除却という事で行政の方が事前にいついつまで撤去しなさいよという期日を定めて、それでも撤去しない場合は、簡易除却というような制度も設けられています。以上です。

【越前委員】

本当に1ヶ月に1回という事であればいいんですけども、例えばそのホテルなんかだと、私もよく見受けて、これは酷いなと思うんですが、完全に例えば道路交通法に違反するような、歩道の立っているその街灯に看板を立てて営業をやっている。それらについては、この項目に該当しないのかという質問なんですがね。それはだから道路交通法だから警察の方の担当であるという事で解釈するのであればそれでいい訳ですけども、ただ今の屋外という事であれば、そういう屋外の中のこの規程に該当しないのかという質問であります。

【事務局】

屋外広告物の方も、結局看板設置とか、その場合については適応することになります。但しこういうようなこと、一時的な広告物であれば、適応除外という格好になりますが、ある程度継続的にやっているとなると、そういう一時的なものじゃなくなりますので、その場合については、やはり色々な屋外広告物条例に基づいてですね、先ほど言ったように簡易除却ということになります。ただ表現の自由とかあり、すぐ撤去というわけにはいかないものですから、やはり行政の一定の手続きを踏まえて、撤去という作業をさせて頂いております。

【月舘会長】

そうですね。撤去するとしても、個人の財産とかですね、そういうような事も関係してきますので、簡単に撤去というわけにはいかないのも事実ですが、前回の屋外広告物に関する条例と政令との指定の変更によりまして、その先ほどありました簡易除去といえますかね、そう言った事が従来に比べるとやりやすくなったのも事実です。でもそれを撤去したあと、どこにどうやって保存するかとか現実には難しい課題もありますが。でも今ご指摘のあったように、一時的なものであっても、やはり社会的影響の大きいもの、或いは安全に関わるようなところは、やはり道路交通法等も含めてですね、うまく運用して、できるだけ公共の福祉に役立つような方向でという事では、これまでも進めてきたかと思えます。

その他にこの屋外広告物について、ご意見、ご質問ありましたら、お願い致します。

【田村委員】

これは禁止とか、いけない規制とかっていう事が、随分うたってありまして、今までは結局目に余る屋外広告物をいかになくすかという方向のみの発想だったと思うんですけども、もうこのように日本も都市化されてきた拳句は、いかに広告物たりとも、都市の美化によくする方向にいかにするかというデザイン性の問題があがってきて、例えばさっきのおっしゃったパリの例えば地下鉄の中の大きな広告というのは、あれは邪魔にならずに、むしろそれぞれ素晴らしいデザインになっていますし、それからバス停の広告物というのが、また今日本でも問題になっていますけれども、返ってひとつ目指す高

いハイレベルな広告というものを目指した場合には、街のセンス、その街の特徴というものを高める働きもするというふうな認識が、この頃は出てきていると思いますので、酷い広告は酷いですよね。それは得てしてそういうちゃんと登録した方ではない違反広告が多いのであって、それをいかに取り除くかという為のこれは措置でもあるんですが、一方やはり街の景観に寄与するような広告を目指して頂きたいというのが、私の意見でございます。

【月舘会長】

どうもありがとうございます。景観の日を定めて、景観フォーラム（で、ふるさとあおもり景観賞）を今年から始めましたけれども、そういう点ではやはりその景観、更には社会に貢献していると思われるような広告物を表彰するという事も今後考えてもいいのかなと思いますし、やはり広告によってもたらされる社会生活の有益な情報というのはいっぱいありますので、今の田村委員のご意見から、そういう可能性も今後この委員会で検討できればと思います。

それでは屋外広告物行政の概要については、宜しいでしょうか。

景観行政の概要について、ご説明をお願い致します。頂いている資料からすると、相当濃い中身のようです。では、お願いします。

【事務局】

（配布資料及びスライドにて景観行政の概要について説明、省略）

【月舘会長】

どうもありがとうございました。青森県の景観行政の歴史、大雑把に言いますと、平成8年に景観条例が全国に、トップではないんですけども、先立って制定されたのと、それを基にしていろんな事業等が行われてきた事、更には平成16年の景観法の制定に併せてすり合わせが行われてきた。単に行政を進めるだけではなくて、景観学習教室、或いは県庁職員を対象にした色彩の勉強会とか、公共事業における景観の研究会とか、いろいろ景観行政をスムーズに行う為の、育成事業にも力を注いできたというような説明であったかと思います。内容としては、大きくは行政そのものと、それから行政をうまくやっていく為の事業とふたつに分かれてはいるんですけど、どちらでも構いませんので、ご意見、ご質問等ありましたらお願い致します。いかがでしょうか。鎌田委員いかがですか。確か、色々地元での活動、景観に関する活動もおありだとお聞きしてますが。

【鎌田委員】

今、行政概要聞いて見てですね、やはり自然の流れは要するに青森が一番、私自身鹿兒島なんですけれども、情勢的に青森に皆来て、景色を見て帰るという中で、やはりこの景観をちゃんと守っていくという事では、青森県はすごくちゃんとやっているなと思っています。私も月舘先生の景観人の講習を受けながら、やはり色彩とかいろんな形で

ちゃんとやっていけば、もっと青森県は良くなるなという形があります。これでひとつの提案なんですけれども、私が自分で思っている、広告とからむものなんですけれども、観光案内とか、そういうのはところどころでバラバラの形でものが作られていると、そうすると、広告なんかは私はベニヤといいますけれども、90cm×1m80cm、その中に全部を含めて要するに30mなり50mおきに立てていけばいいなと、そういう行政の取締りができればですね、広告看板はそういう形で道路沿いに見えていくと、今見ると皆小さいのやら、大きいのやら、いろんな形のものがあってですね、それを見て観光している人が、どれを見ればいいのかわからないと、そうすれば、要するにベニヤ板1枚のものが、30m、50mおきがあれば、この看板はこうなっているなという見栄えのいいものができるんじゃないかなと、つくづく思っております。以上です。

【月舘会長】

どうもありがとうございました。これは先ほど屋外広告物のところでもちょっとありましたけれども、やはり行政の方では、色についてのガイドラインはあるという事でしたけれども、こういう共通の案内・告知板、広告板みたいなガイドライン、デザインのガイドラインみたいなのもあった方がいいんじゃないかというようなご意見だったかと思えます。熊谷委員いかがですか。海の見た景色とか。あまり出てこなかったんですが。

【熊谷委員】

実はこの景観法についてという事で、今、現在青森市、八戸市、それから弘前市という事で、景観行政団体に3つの市が上がっているんですけれども、今後は県内の市、むつ市とか、五所川原市とか、市がまだあるんですけれども、今後も進めていくという方向なのでしょうか。

【事務局】

これについてはですね、県としてもやはりより地域に密着した景観を作る為には、市町村が中心となってやらないといけないという事で、先程もありました市町村担当者の研修会とかでも景観行政団体の移行というのは、お願いしている所であります。但し、やはり地元の自治体がやりたいと言わないとどうしようもないものですから、これからの意識醸成というのが非常に重要になってくるのではないかなと思っております。

【熊谷委員】

それとですね、実は浜の方に看板が一応立っているんです。県の看板だという話を聞いてまして、実はその看板が有効利用、活用されていないのです。既にその近辺に家が建ったりで、看板が死んでいるわけなんですよ。立ったままで、生かされていないと。そういう事で、(大間)町の方へお話したんですね。そうしたら、それを撤去するのに金の面で大変だというふうな話を一応、役場の方からは聞いた事があるんですよ。それ確か現在もその看板があるはずで、それが丁度最北端の所の近辺なんですよ。すごくあま

り見た目も良くないし古ぼけてますし、台風が来れば折れてどうのこうのという事は無いと思うんですけれども、そういうふうなものは随時県と各市町村が協議しながらですね、やはり撤去して頂ければなというふうなことで考えていますけれども。お話しして頂ければなと思います。

【事務局】

もしそれが県の看板であるとするれば、考えられるのは道路標識であるとか、或いは観光案内の標識とか、そういったものが考えられるわけですよ。今それがちょっと特定できない状態だと思うんですが、もし可能であれば例えば写真を撮って頂いて私共に送って頂ければ、それを関係部局の方に知らせるという事できますので、是非お願いしたいと思います。

【熊谷委員】

各市の、やはり地元で一生懸命活動しながら、手を挙げて頂かなければ、なかなかこの景観については進めていけないという県のお話も聞きましたので、私は下北なので、今日はたまたま下北出身の県議会議員の越前先生も来ておられますので、やはりこの景観行政団体に、むつ市が拳がらなければ、ちょっと格好悪いんでないかなという気も致しますので、越前先生からも一言どうですか。頑張りましょうか。

【月舘会長】

他にご意見とか。

斎藤さん、お願いします。

【斎藤委員】

大規模の行為のところ、青森県の景観計画の（その2）の所になりますけれども、景観の形成基準のところ、採取跡地は速やかに郷土種を用いて、周辺の植生と調和した緑化を行うよう配慮すること。この郷土種というのは、先程の色が出ておりましたけれども、県の方ではこの郷土種は決めて一般に表示するんでしょうか。

【事務局】

基本的にこういう自然のものだという事までは定めてないんですけれども、ここにこう書いているのはですね、周辺にあるような、その土をとった所の周辺にあるような草とかをですね、使って埋め戻し、あと裸地のままにしておくんじゃなくて緑化して頂ければなという意味合いが強いかなと思います。

【斎藤委員】

実は新幹線のシンボルツリーの所で、青森市が景観基本計画の中に、郷土種というのを載せてありまして、とど松というのがありまして、これは違いますよという事を、一

向にそれが直らないまま、新しい担当者の時点においては、これは郷土種なんだという事で、最後樹種が上がってから、色々これは違う、在来種だ、いや違う、ってことで議論になりましたもので、もしそういう基準があるのであればちょっと私も見たいなというのでお話いたしました。わかりました。

【月舘会長】

どうもありがとうございます。他にいかがでしょうか。山谷委員。

【山谷委員】

山谷です。ちょっと支離滅裂になるかもしれませんが、景観条例というのは、できた目的は、やはり大小とか規模がどうかというのに関わらず、やっぱり青森県の景観を守るといふ、そういう意識が目的だと思うんですけども、それで私最近、何か月か前に、廃棄物関係の許可の申請を自分で作りました。そしたら、その中に音に対する対策とか、粉じんに対する対策はどうか、地域住民に対する対策はどうかって、その周りの環境に対する項目がすごくたくさんあって、それを書くには、やっぱり条例を読まなきゃいけない、知らなきゃいけない、かなり大変で苦労したんですけども、それでやはりこういう景観の届出書にもですね、そういう景観に対する配慮とか、対策とか、計画というのを、もう少し細かく具体的に書く欄があってもいいんじゃないかなと思います。やっぱり書く事によって考えますので、それが意識を持つという事に繋がるのではないかなと思って。ただ企画に合うとか、合わないとか、それだけではなくて、やはりもっとこう青森県の森に対してどうか、町に対してどうなのかという意識を持つという事が大事ではないかなと、自分の経験を通して思いました。

【月舘会長】

書類等をもっとわかりやすくというか、情報を適切にという事も含めてでしたけれども、事務局から何か今の山谷委員の意見について、ありましたらどうぞ。

【事務局】

そうですね、様式等で景観に対する基準に対してどうするのかというのを書いているんですけども、許可する場合については、それぞれの先ほどの大規模の基準の方のチェックはやっています。ただ申請者の方にですね、それを細かくやりますと、なかなか理解できないというのもあったりですね、それよりも環境に対してどうやっているのかという事で書いていただいたり、それに対してこちらから色々聞いたりしてですね、申請書、立面図とかを見ながら、そこら辺も判断していくというふうな状況であります。やはり簡素な申請の方が、申請者の方ではわかりやすいのかなという所もありまして、このような様式になっていると思います。

【月舘会長】

では、補足がありましたら。

【事務局】

補足なんですけど、届出書の記入例のところですね、本当に簡単ではあるんですけども、ここに景観の形成の為に特に配慮した事項という欄がございます。正直な所、全ての方が細かく書いてくれているわけじゃないんですけども、最近こういう事に配慮しましたと、アピールといいますか、書いてくれる方も出てきているように思います。あとは貼付図面の配置図で、よく建物を建てられる方なんですけれども、隣との境界に、緑化帯を設けてくれたりとか、ただアスファルトで舗装するわけじゃないですよ、木を植えたりとかですね緑化してますよと景観に配慮してくださる方も、出てきたように思っています。そのような状況でございます。

【月舘会長】

どうもありがとうございます。4時半までの予定なんですけど、ちょっとオーバーしそうですね、今日、屋外広告物条例の見直しを決めなければならないので、鎌田委員のご意見を最後にして。

【鎌田委員】

さっき斎藤さんがおっしゃいました、各市町村のその村の木とか町の木とかあるんですけども、そういう木をですね、各市町村毎に禿山に植えたりする事によって、私が今一番求めているのは、地球温暖化じゃないですけども日陰を求めてという形ですね。ただ木を植えればいいんじゃないと、日陰を求めて公園なんかには各市町村の木を植えて、日陰を作って、そこに公園ベンチを作るといようなものを、条例化して何かできないかなというものが、この景観の中で、色々とまた協力していければいいなと思っております。以上です。

【月舘会長】

どうもありがとうございます。まだまだご意見があるかもしれませんが、申し訳ありませんが、今日の議事でありまして、青森県屋外広告物条例にかかる禁止区域等の見直し、これを決めなければならないので、これについて内容を事務局からご説明を簡潔にお願い致します。

【事務局】

資料4をお開き下さい。資料4につきましては、青森県屋外広告物条例（告示）の見直しについてでございます。見直しの主旨でございますけれども、こちらは先ほど屋外広告物行政の概要で説明したとおりでございます。本県では青森県屋外広告物条例によって、禁止広告物、それから禁止地域とか、それから許可を受けなければ表示できない許可地域等を定めております。特に道路の規制につきましては、禁止地域として、高

速自動車道路及び自動車専用道路とか、特定の道路の区間を禁止路線として指定している他、これらの道路から展望できる地域を指定しているところです。簡潔に説明するという事なので、お手元のチラシ、屋外広告物規制のあらましをお開き下さい。こちらは一般県民の方、それから屋外広告物業者の方向けのパンフレットでございます。1頁目をお開き下さい。こちらはまず屋外広告物とは何なのかという事と、それから2頁目は規制の4本柱、それから3頁は先ほどの説明しております、禁止広告物とか、それから4頁には禁止物件、このようなところには表示できないのですよというような説明を簡単にしております。それからまた開いて5頁は禁止地域、それから6頁は許可地域等の規制をしております。次の頁の7頁と8頁が、青森県内の禁止地域、許可地域の概要図を示しております。こちらの薄いオレンジ色が、いわゆる禁止区域という事で、自然公園とか保全地域等を禁止地域としております。例えば日本海側であれば、竜飛岬からつがる国定公園まで指定されているというような状況でございます。それから水色部分に塗っている部分は、許可区域という事で、都市計画法上の都市計画区域になっております。それから青の実線は許可道路、赤の実線は禁止道路というような形で、県内全域をこのような形で規制していると、但し青森市につきましては、景観行政団体、それから八戸市につきましても、自己の屋外広告物条例を定めて、管理規制しておりますので、青森県条例の効力及ばないという事で、白抜きになっているという形でございます。右側の方には、実際禁止地域の路線は何なのかというのが、載っております、1番から22の路線が現在指定されていると、下の方に行きますと許可地域のこのような形で道路を指定しているというような状況を説明致しました。

それでは、資料の4の方に戻って頂きたいと思えます。見直しの2番目の内容でございます。括弧1番と致しまして、今回、国道101号の追良瀬バイパスを許可区域から禁止区域に変更することを考えております。スクリーンをご覧ください。こちらの左側のこの赤点線で囲んである部分が、1でございます、西海岸の五能線轟木駅から追良瀬駅までの区間、この101号線の右側の図を見て下さい。赤く着色している部分が、今回の禁止区域に指定する追良瀬バイパスでございます。1番から4番目の断面図について、写真を撮っておりますので、ご覧ください。これが101号線追良瀬バイパスの1番の写真でございます、左側が西海岸で、この辺から追良瀬バイパスが始まっています。丁度始点部分です。次が追良瀬バイパスの夕日海岸大橋でございます、左側の西海岸が非常に綺麗で、景観が大変綺麗なところでございます。次は山間部という事で、山間部分を掘り込みして、バイパスが走っているというような状況です。次4番目は、市街地部分の道路でございます、まだ住宅が何軒か張り付いている程度で、非常に景観が綺麗で、周りは田園風景というような所でございます。

今回、ここは非常に良好な景観を有しているという事で、禁止地域に指定する事によって、路肩から両側500mの部分につきましては、屋外広告物の表示を禁止するという形になっております。また、付近の海岸線は、先ほども説明致しましたけれども、つがる国定公園の区域に指定されておまして、周辺地域の景観資源を保全し、環境に影響を与えないよう許可区域から禁止区域に変更することを考えております。

次は国道45号線百石道路を禁止区域に指定するという事でございます。百石道路というのは、下田、百石インターチェンジから下部分の八戸北インターチェンジまでの部分を、百石道路とっております。赤線の部分につきましては、今回八戸市の区域に入っておりますので、これは八戸市の方で今後規制していくと。上の緑色の部分がおいらせ町の部分ですので、県条例で指定し、管理していくという形で考えております。

それから、最後でございますけれども、八戸市が景観行政団体になった事に伴いまして、所要の整備をするという事でございます。スクリーンにありますのは、県道八戸階上線、こちらは元々禁止区域でございますが、今回赤点線部分が八戸市の区域になりましたので、緑の部分だけを今回指定して、県条例で今後規制していくという事で、起点だけを変えるということでございます。

次も同じく八戸市の区域内に、国道340号線が全て入っておりますので、許可道路から340号線を全て削除することを考えております。

以上です。

【月館会長】

どうもありがとうございます。実際には4件、実際には2件と言ってもいいかと思えますけれども、追良瀬バイパスができて、その夕日海岸と言われる非常に日本海の景観を夕日を望むのにいいバイパスができた、そのバイパスの周りを禁止地域に指定しようという事。それから八戸市が景観行政団体として独立したと、その為に従来県で指定していた禁止区域等を、八戸市にかかわる部分を除いて、新たに指定し直すという大きくは2つの案件です。

これにつきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、お願い致します。初めての委員の方もおられまして、道路沿いの広告物の規制とかというのは、ピンときていない方もおられるかと思いますが、そういうあたりのご意見、ご質問でも構いませんので、お願い致します。八戸市が景観行政団体として独立した為に、その指定の見直しをするという事については、皆さんこれは非常に事務的な内容ですので、問題ないかと思うんですが。

【田村委員】

八戸市がそこを禁止区域にするだろうという考えですか。

【事務局】

それについてはですね、八戸市でも条例にてもう指定していますから、それで県の方も応答していくという格好になります。

【田村委員】

わかりました。

【月舘会長】

県のこれまでの指定状況を八戸市では引き継いで運営するという事でしたので、これについては今後の資料には追加して、議事録には残しておきたいと思います。

新しい夕日を見る道路ができたという事、それを禁止区域に指定してはどうだろうかというのが、今日の議事のポイントなんですけれども、そのあたりについては、いかがでしょうか。

私は最近、つがるの西海岸まで行くことはあまりないんで、記憶で話をするのも何なんですけど、やはり秋口にかけて、やはり夕日は非常に綺麗だなという記憶はあります。その周りに必要な情報以外の広告物は、あまりない方がいいなというふうに思いますが、いかがでしょうか。その辺、通った記憶のある人、斎藤委員、いかがでしょうか。

【斎藤委員】

ちょっと十二湖の方に行く用がありまして、2回ほど通っております。非常に風光明媚といえますか、夕日の沈む頃ではないんですけれども、日本海が非常によく見えるし、ここに变な看板その他を入れたくないなというのが、率直な意見でございます。私はこの案に是非賛成したいと思います。以上です。

【月舘会長】

どうもありがとうございます。斎藤委員からは非常にいい道路景観、日本海の夕日を眺められるバイパスなので、是非禁止区域にしたいというご意見でしたが、他の委員の方々いかがでしょうか。特につがる地区で、この辺りの景観について知見のある方、尾野委員いかがでしょうか。

【尾野委員】

ちょっとお伺いしたいんですけれども、この禁止道路、赤い所、道路とこの西海岸の所、ずっと海岸沿いなんです。禁止区域と線じゃなくて、全体に覆っている薄赤のラインとするのは、例えば西海岸って道路もあって、景観が凄い海岸沿いをずっとあるんですけれども、自動車とかも交差しながら、山手には入ったりとかあるんで、これは道路とプラス鉄道も含めた範囲で見ればいいんですか。

【事務局】

お答え致します。この範囲というのは、自然公園になっている部分については、これを禁止区域という事となっております。青の部分になっている部分、そしてまた鉄道になっている部分については、許可地域という事となっております。青の部分、赤の部分、今バイパスができた部分については、禁止区域というふうにしております。

先ほどの7頁、あらまし、屋外広告物の規制のあらましという、こちらの方からよくわかるんですけれども。

【月舘会長】

今、話しているのは、この青と薄いピンクとありますが、オレンジの網がかかっているとこの違いと、それから今回道路周囲だけを特定して、指定するという事、そのあたりの説明ですよね。

【事務局】

西海岸の方は、昔からの道路が青の部分になっているんですけれども、これは昔からある道路なものですから、許可の広告物とかも既にあった地域ですので、広告物の禁止区域にもしするとしたら、やはり屋外広告物を持っている所有者の同意とか、やはり地元の意識というのが高くないと、なかなかそういう許可を得ている看板を、禁止にするというのは、なかなか難しい部分なものですから、やはり古い道路というのは、やはり許可せざるおえなかった状況があると思います。もし今後禁止区域とかにする為には、やはり色々地元の広告物を持っている所有者とか、地元がこれはもう撤去しないとけないんだというふうな、強い意識を持ってやらないと、なかなか撤去はできないと思います。その為には今、地元が景観行政団体になりますと、屋外広告物条例でも、自分達で作れます。禁止区域の方も定める事ができますので、やはりそちらの方に移行してですね、地元が一体となってそういうふうな区域とかを定めていくというのが、必要な事ではないかなと思います。

【月舘会長】

熊谷委員お願いします。

【熊谷委員】

今、ちょっとスライド等で追良瀬町の素晴らしい道路を今見させて頂きまして、実は感動しております。大変恵まれたいい所ですという事で、もうしみじみ感動しております。そういう中で今、この資料の説明の内容も読ませて頂きました。私は大変恵まれた地域だなという事で、是非賛成したいと、このように思います。以上です。

【月舘会長】

どうもありがとうございます。今、ご意見出して頂いた方々からは、賛成というようなご意向のご意見が多かったかと思いますが、特別なご意見、その他に。越前委員お願いします。

【越前委員】

せっかくの機会ですので、今の国道101号追良瀬バイパスですね。これはちょうど私も担当して、昨年度も工事中のところをずっと見させて頂いてまいりましたけれども、あさってからまた、この完成したところを見に行くわけですが、大変この説明のとおり、夕日海岸大橋という事で、大変素晴らしい環境が整った地域でございまして、まさにこの

地域からはこの禁止区域に変更するというような事については、全く異論がございません。以上です。

【月舘会長】

どうもありがとうございました。大体基本的には賛成のご意見が多いんですが、改めて確認をさせて頂きたいと思います。

案件としては2つです。この国道101号線、追良瀬バイパス沿いを禁止区域に指定するという事、それからもうひとつは八戸市が景観行政団体として独立した為に、県の指定から外れるという、ふたつの内容があるわけですが、まずこの追良瀬バイパスを禁止区域に指定するという事については、いかがでしょうか。宜しいでしょうか。

【各委員】

異議なし。

【月舘会長】

どうもありがとうございます。それから八戸市が景観行政団体として独立した為に、県の指定から八戸市に関連した部分を外すという事については、いかがでしょうか。

【各委員】

異議なし。

【月舘会長】

どうもありがとうございます。案件として決めますと、今日の会議の目的を果たしたという事になりますけれども、事務局を含めて本当に新しいこの景観形成審議会として、初めての会議を持たせていただきましたが、皆さんから非常に活発なご意見、ご質問も出して頂きましたし、事務局も相当の準備をして頂いた事も、質疑の状況でよく、皆さんもお分かりになったかと思います。最後、ちょっと時間オーバーなんですけれども、皆さんから特にご意見等ございましたら、ひとつお願いしたいと思いますが。

葛西委員 お願い致します。

【葛西委員】

弘前も4月から景観行政団体になったわけですね。

【月舘会長】

そうですね。

【葛西委員】

そうすると弘前に関しては、まだこういう問題は出てないんですか。

【事務局】

弘前市の方は、景観行政団体になって景観条例を作ったんですけれども、その後、景観計画を立てて、それから屋外広告物条例の方は制定するという事になりますので、今の段階では22年度に屋外広告物条例を制定する予定になっております。その段階でまたこういうふうな事が出てくると思います。

【月舘会長】

宜しいでしょうか。他にどなたかご意見、感想でもいいですので、ありましたら。田村委員お願い致します。

【田村委員】

先ほどの司会者の方がおっしゃってたように、この景観法が作られた大きな目的は、やはりその地域住民が声を挙げれば、景観を自分達のものとして考えて、自分達で守れるようにするというのが、大きな目的だったと思うので、先ほどの熊谷さんのような方が沢山現れてですね、どんどん行政に声を掛けるという事が、一番大切な事なんじゃないかと思います。皆さん、それをどうすれば、皆が声を上げるようになるかを考えていくのも、勿論行政もそうだし、私達の役目ではないかと思います。特に広告は先ほどあったように、立て看板におっしゃったように、ああいうような本当に邪魔なわけですから、それは地元の方がいないといえ、もうそれで撤去できるようになっているわけですから、是非そういう青森県民が動き出すような事をお願いします。

【月舘会長】

どうもありがとうございます。他にご意見のある方、いかがでしょうか。

今、田村委員にまとめて頂きましたけれども、今日の会議の途中でも、県を含め市町村も入るかと思いますが、公的に設置した案内板とか、そういったものも、色々その設置した時代では適切だったかもしれないけれども、今のこの社会状況等を考えると、必ずしも適切な設置、或いは内容になっていないようなものもあるんじゃないかというようご指摘も頂きましたし、また古い道路等、既得権的な部分も含めまして、この景観形成審議会で、新しい考え方、それから今出ていますような、新しいいい景観を作っていくという作業を、活動を繰り返していく中で、地域、特に県、青森県のいろんな市町村地域の方々が、景観に配慮したいろんな活動を積極的に進めていくその一助に審議会がなればいかたと、改めて思った次第です。ちょっと予定をオーバーしましたけれども、皆さんから景観行政に対する貴重なご意見、参考になるご意見を出して頂きました。非常にいい審議会だったのではないかなと思います。無事議事をまとめる事ができましたので、これをもちまして、会議を終了したいと思います。

あと、事務局宜しくお願い致します。

【閉会挨拶；今 都市計画課長】

閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日の審議会におきましては、青森県屋外広告物条例にかかる禁止区域等の見直しについて諮問したところ、原案通り、ご承認頂きありがとうございました。最近、新聞紙上で景観についての記事をよく目にするようになりました。また本県の場合、新幹線開業を控えておりまして、先般もシンボルツリー、何がいいかという事で、県民の議論が新聞紙上を賑わしたという事もありますし、そういった景観に対する意識の高まりをひしひしと感じております。

またこれから景観行政でありますけれども、田村委員からもご指摘がありましたように、ただ単に規制する、或いは保全するだけではなくて、これからはやっぱり景観を作っていくという事も、非常に大切な事だろうと認識をしております。皆様方から頂いた貴重な御意見、御提言につきましては、今後の業務施策に生かし、本県の良好な景観づくりに取り組んでまいりたいと考えております。本日は時間の制約もありまして、事務的に十分説明しきれない部分もあったかもしれません。委員の皆様方がお気づきになったり、疑問に思ったりしたことがありましたら、今後でも宜しいですので、ご質問、ご意見等、我々の方にお寄せ頂ければと考えております。本日は長時間にわたって、御審議頂き、誠にありがとうございました。

【司 会】

月館会長、委員の皆様、大変お疲れ様でした。

以上を待ちまして、本日の会議は終了いたします。大変ありがとうございました。

閉 会 16時40分